

有料老人ホームの適切な運営について

入居者の保護を図る観点から、「未届有料老人ホームを含む悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令の新設」など、指導権限の強化を図った改正老人福祉法が平成30年4月1日から施行されました。

県では引き続き、有料老人ホームの入居者の居住の安定を確保する観点から、有料老人ホームの適確な実態把握と継続的な指導監督を行うこととしています。

1 届出促進に向けた取組

未届有料老人ホームの届出を促進するため、届出制度の周知を図るほか、未届有料老人ホームの公表、県有料老人ホーム設置運営指導指針における既存建築物等の場合の特例の活用など、届出促進に向けた取組を行っています。

なお、届出が行われていない場合であっても、有料老人ホームに該当する事業（※ 下図「有料老人ホームの定義」参照。）については、届出されている有料老人ホームと同様に、老人福祉法が適用されることとなります。

有料老人ホームの概要


1. 制度の目的

- 老人福祉法第29条第1項の規定に基づき、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置として設けられている制度。
- 設置に当たっては都道府県知事等への届出が必要。なお、設置主体は問わない（株式会社、社会福祉法人等）。

2. 有料老人ホームの定義


- 老人を入居させ、以下の①～④のサービスのうち、いずれかのサービス（複数可）を提供している施設。

①




食事の提供


②



介護(入浴・排洩・食事)の提供




③



洗濯・掃除等の家事の供与

④



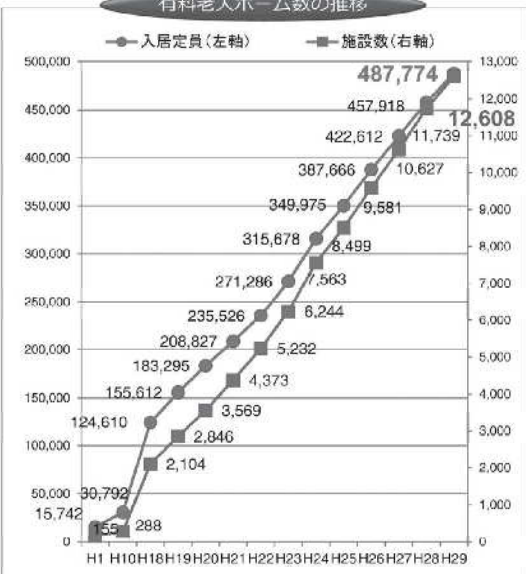
健康管理

3. 提供する介護保険サービス

- 介護保険制度における「特定施設入居者生活介護」として、介護保険の給付対象に位置付けられている。ただし、設置の際の届出とは別に、一定の基準を満たした上で、都道府県知事・指定都市市長・中核市市長の指定を受けなければならない。

※ 法令上の基準はないが、自治体の指導指針の標準モデルである「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」では居室面積等の基準を定めている(例：個室で1人あたり13㎡以上等)

有料老人ホーム数の推移



| 年度 | 入居定員 (左軸) | 施設数 (右軸) |
|-----|-----------|----------|
| H1 | 15,742 | 159 |
| H10 | 90,792 | 288 |
| H18 | 155,612 | 2,104 |
| H19 | 183,295 | 2,846 |
| H20 | 208,827 | 3,569 |
| H21 | 235,526 | 4,373 |
| H22 | 271,286 | 5,232 |
| H23 | 315,678 | 6,244 |
| H24 | 349,975 | 8,499 |
| H25 | 387,666 | 9,581 |
| H26 | 422,612 | 11,739 |
| H27 | 457,918 | 12,608 |
| H28 | 487,774 | 13,000 |

- ・ 有料老人ホームを設置経営する事業者は、老人福祉法第29条第1項により事前に県知事への届出が必要です。これに違反した場合は、30万円以下の罰金に処されます。
- ・ 有料老人ホームを設置経営する事業者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、県知事への届出が必要です。

有料老人ホーム事業に該当しているが届出をしていない（＝未届）場合や、該当するか分からない場合など、有料老人ホームの未届に関する相談・情報提供については、県高齢者生き生き推進課施設整備係（連絡先は下記参照）までお願いします。

2 有料老人ホームに係る事故報告書の提出等について

入居者に係る事故（転倒等により負傷し、治療を要することとなった場合や虐待、職員による窃盗等の財産侵害、火災事故及び自然災害など）が発生した場合には、すみやかに必要な措置を講じるとともに、下記により当係へ報告して下さるようお願いいたします。

また、必要に応じて人員配置を見直すなど、再発防止に向けた具体的対策を講じていただくようお願いいたします。

(1) 事故発生時の報告様式

県ホームページ【ホーム>健康・福祉>高齢者・介護保険>老人ホーム等>有料老人ホームについて（概要・事業者向け情報・設置運営指導指針など）>2. 事業者の皆様へ「有料老人ホーム事故等報告書】に掲載していますので、可能な限り本様式を使用してください（令和3年4月改正）。

※ 新型コロナウイルス感染症については、感染者等が1名でも発生した場合は、報告してください。

(2) 報告先

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課施設整備係

| | | |
|-------|--------------------------------|------|
| 電 話 | 0 9 9 - 2 8 6 - 2 7 0 3 | （直通） |
| F A X | 0 9 9 - 2 8 6 - 5 5 5 4 | |
| メール | shi-seibi@pref.kagoshima.lg.jp | |

※ 原則、電子メールによる提出とする。

（電子メールによる報告ができない場合は、F A X可。）

(3) その他

報告された事故は、厚生労働省へ情報提供することがあります。

3 鹿児島県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正について

国の標準指導指針が改正されたことを踏まえ、鹿児島県有料老人ホーム設置運営指導指針（以下、「指針」という。）を令和3年7月1日から改正しました。

入居契約時に必要な重要事項説明書の様式も改正していますので、新様式への変更をお願いします。

なお、改正後の指針及び重要事項説明書は県ホームページ【ホーム>健康・福祉>高齢者・介護保険>老人ホーム等>有料老人ホームについて（概要・事業者向け情報・設置運営指導指針など）>「3. 鹿児島県有料老人ホーム設置運営指導指針」及び「4. 設置に係る提出書類について」に掲載しています。

（別添「令和3年6月30日付け高生第136号・建第10-136号 県高齢者生き生き推

進課長・住宅政策室長連名 通知」参照)

4 有料老人ホームの適切な運営について

県内の有料老人ホームで、契約に定められた介護サービスが適切に提供されなかったこと等が原因となり、虐待（ネグレクト）認定がなされた事案が発生しています。

有料老人ホームの運営に当たっては、入居契約に基づくサービス提供の確実な履行及び入居者の権利利益の擁護等を図るなど、老人福祉法、介護保険法及び高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律などの関係法令及び国のガイドラインを踏まえて作成した鹿児島県有料老人ホーム設置運営指導指針を遵守し、適切な施設運営をお願いします。

(別添「平成31年1月16日付け高生第452号 県くらし保健福祉部長 通知」参照)

(別添)

高生第136号
建第10-136号
令和3年6月30日

各有料老人ホーム設置者
各サービス付き高齢者向け住宅登録事業者 様

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課長
鹿児島県土木部建築課住宅政策室長

鹿児島県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正
及び適切な運営について（通知）

平素から高齢者福祉施策の実施については、御理解及び御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住まいに対するニーズの高まりを受け、有料老人ホームは年々増加しており、行政における適切な指導監督が不可欠となっています。

本県では、「鹿児島県有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「指導指針」という。）を平成21年に策定し、本指針に基づき指導監督を行っているところです。

今般、令和3年度介護報酬改定が行われたこと等を踏まえ、指導指針を別添のとおり改正しましたので通知します。

については、本指針の内容に留意の上、入居契約時に説明が必要な重要事項説明書等は、運営実態に即して正確に記載するとともに、入居希望者へ丁寧な説明を行うなど、適切な運営を行ってくださるようお願いいたします。

記

1 改正内容

別添「鹿児島県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正について」参照

2 留意事項

- (1) 今回の「重要事項説明書」の様式変更に伴う「有料老人ホーム事業変更届」（第13号様式）の提出は不要です。
- (2) 例年、老人福祉法第29条第11項の規定に基づき、重要事項説明書の提出をお願いしているところですが、提出方法及び時期等については、後日連絡します。

（問合せ先）

鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課
施設整備係（担当 池田）
電話：099-286-2703
鹿児島県土木部建築課住宅政策室
住宅企画係（担当 倉内）
電話：099-286-3740

「鹿児島県有料老人ホーム設置運営指導指針」の改正について

1 県有料老人ホーム設置運営指導指針の策定について

有料老人ホームは民間の活力と創意工夫により高齢者の多様なニーズに応じていくことが求められるものであり、一律の規制には馴染まない面があるが、一方、高齢者が長年にわたり生活する場であり、入居者の側からも介護を始めとするサービスに対する期待が大きいことなどから、サービス水準の確保等のため十分に指導を行う必要がある。特に、有料老人ホーム事業は、設置者と入居者との契約が基本となることから、契約の締結及び履行に必要な情報が、入居者に対して十分提供される必要がある。

このことから、平成14年、国において「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（以下「標準指導指針」という。）が策定され、本県においては、県内における有料老人ホームの増加に伴い、平成21年に「鹿児島県有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「県指導指針」という）を策定した。

県指導指針は、国の標準指導指針を基本として策定しており、国の標準指導指針改正等に伴い、平成21年の策定からこれまで5回の一部改正を行っている。

【参考：本県における有料老人ホームの推移（各年度4月1日時点）】

| | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 年度 | 22 | 24 | 26 | 28 | 30 | R2 |
| 施設数 | 124 | 182 | 150 | 216 | 245 | 265 |

H24までは鹿児島市所管を含む。H28からは、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を含む。

2 県指導指針の内容

老人福祉法（以下「法」という。）第29条では、有料老人ホームの県への設置届出のほか、有料老人ホームに対する県の指導監督について規定されているが、法では有料老人ホームの規模・構造、設備や職員配置の考え方などに関する基準は規定されていないため、県指導指針においてこれを補完している。

3 主な改正内容

国の標準指導指針が令和3年4月1日に改正（7月1日から適用）されたことを踏まえ、以下のとおり改正する。

(1) 令和3年度介護報酬改定を踏まえた改正

令和3年度介護報酬改定により、特定施設入居者生活介護事業所等の指定基準において、①感染症対策の強化、②業務継続に向けた取組の強化、③ハラスメント対策の強化、④高齢者虐待防止の推進、⑤認知症介護基礎研修の受講の義務づけ等の見直しが行われたことを踏まえ、有料老人ホームにおいても同様の措置を求める（③以外は令和6年3月31日まで努力義務とする）。

(2) 書面規制、押印、対面規制の見直しによる改正

利便性の向上及び事業者の業務負担軽減の観点から、国・県が推進する押印・書面手続きの見直し方針を踏まえ、県指導指針に定められている書面等については、電磁的記録で行うことができること、また、書面での説明等については、入居者等の承諾を得た上で、電磁的方法^(※)によって行うことができることとした。

※ 電磁的方法の例

- ・ 電子メール等の利用により、有料老人ホーム設置者の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ・ ウェブ（ホームページ）等を利用により、有料老人ホーム設置者の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(3) 県指導指針別紙様式「重要事項説明書」の改正

ア 事業主体及び施設のメールアドレスの記載欄を追加

【重要事項説明書 P 1 : 「1. 事業主体概要」、P 2 「2. 有料老人ホーム事業の概要」】

イ 事業主体の設立年月日・建物の竣工日・有料老人ホーム事業開始日・特定施設入居者生活介護の指定年月日及び直近の更新年月日の元号表示を削除

【重要事項説明書 P 1 : 「1. 事業主体概要」、P 2 「2. 有料老人ホーム事業の概要」】

ウ 県指導指針において、居室・便所・浴室等に設置することとされている緊急通報装置（ナースコール）等の有無に関する記載欄を追加

【重要事項説明書 P 4 : 「3. 建物概要」】

エ 特定施設入居者生活介護加算の対象に「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」の有無に関する記載欄を追加（介護付き有料老人ホームのみ）

（※令和3年度介護報酬改定に伴う加算対象の変更は、別途改正予定）

【重要事項説明書 P 5 : 「4. サービス等の内容」】

オ 医療連携の内容について、「協力科目」の記載欄を追加

【重要事項説明書 P 6 : 「4. サービス等の内容」】

カ 令和3年4月1日より消費税額を含めた価格を表示（総額表示）することが義務づけ^(※)られたことから、有料老人ホームにおけるサービスの利用料金を記載欄から（税込 / 税抜）の表示を削除

※ 平成25年10月1日から令和3年3月31日までの間、「消費税転嫁対策特別措置法」により、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととする特例が設けられていたが、この特例は令和3年3月31日限りで失効。

【重要事項説明書 P 10 : 「6. 利用料金」】

キ 別添1「事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス」について、

① 介護サービス等の種類欄に介護予防・日常生活支援総合事業を追加

② 当該介護サービス事業所について、「併設・隣接の状況」の記載欄を追加

ク 別添2「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表」について、入退院時・入院中のサービスのうち、移送サービスを削除

4 改正及び施行期日

改正は決裁日とし、令和3年7月1日から適用する（国の標準指導指針と同日適用）。

(別添)

高生第451号
平成31年1月16日

各有料老人ホーム設置者様

鹿児島県くらし保健福祉部長

有料老人ホームの適切な運営について

先般、県内の有料老人ホームにおいて、重要事項説明書、管理規程及び契約書（以下「重要事項説明書等」という。）の内容と、施設で現に提供されるサービスとに齟齬を来しているなど、入居者との契約内容が長期にわたり履行されていない状況が確認され、行政指導によっても改善されなかったことから、県では、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第13項に規定する業務改善命令を行いました。

また、当該施設においては、契約に定められた介護サービスが適切に提供されなかったこと等に起因する虐待（ネグレクト）認定がなされたことを踏まえ、県では、高齢者虐待の再発防止に係る行政指導を行ったところです。

有料老人ホームについては、高齢者の居住の場として一定のサービス供与を前提とした施設であり、入居者が安心して安全に居住できる環境を提供する必要がある中で今回の事案が生じたことは誠に遺憾です。

ついては、今後、このような事案が発生しないよう、有料老人ホームの適切な運営について、別記のとおり要請しますので、その確実な実施を図ってください。

なお、県においては、入居者の安心安全の確保をより図るため、今後、従前から行っている立入検査に加え、事前の通知をすることなく、立入検査を実施することとしていることを申し添えます。

【問合せ先】

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県くらし保健福祉部

高齢者生き生き推進課施設整備係

電話 099-286-2703

FAX 099-286-5554

E-mail shi-seibi@kagoshima.lg.jp

有料老人ホームの運営に当たっては、老人福祉法、介護保険法（平成9年法律第123号）、高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）などの関係法令を遵守し、老人福祉の向上、介護保険サービスの適切な提供、高齢者の権利利益の擁護等を図ること。

特に、入居者の状態に応じた必要なサービスが提供できるような人員体制などの確保に努めること。

また、有料老人ホームは、一律の規制には馴染まない面があるが、老人福祉の向上に資するための施設であることに鑑み、国のガイドラインを踏まえて作成した鹿児島県有料老人ホーム設置運営指導指針を遵守し、適切な施設運営を図ること。

特に、下記事項については、今回の事案の再発を防止する観点から、十分留意すること。

記

1 重要事項説明書等に記載したサービス内容の確実な履行等

有料老人ホーム事業は、入居者と設置者との契約が基本となることから、重要事項説明書等の意義を十分に認識し、高齢者の入居に当たっては、重要事項説明書等を丁寧に説明するとともに、記載したサービス内容を確実に履行すること。

また、重要事項説明書等の内容を変更しようとする場合は、運営懇談会を開催するなど、適切な手続を経ることとし、変更後の重要事項説明書を県へ届け出ること。

2 事故等報告書の速やかな提出等

入居者に係る事故の防止には万全を期すこと。

また、事故が発生した場合は、速やかに県、入居者の家族等に対し、その内容を報告するとともに、必要な措置を講じ、再発防止に努めること。

なお、事故の未然防止を図る観点から、事故とは確定できないが事故に類すると認められるものについても、事故等報告書を提出し、再発防止に努めること。

3 施設又は施設職員による高齢者虐待防止の徹底

指導的職員による日常的なケアの再点検、職員相互間の情報の共有、職員研修、専門的高齢者ケアの技術取得などに努め、職員の能力及び虐待に関する理解の向上を図り、適正な水準のサービスを提供すること。

また、行政機関など関係機関との協力・連携体制を構築するとともに、入居者及び職員に対し、虐待が疑われる場合の通報先の周知などの徹底を図ること。

- 4 現在利用している介護サービスの提供が困難となった場合の適切な対応
入居者が現在利用している介護サービスの提供が困難となった場合には、
指定居宅介護支援事業所や保険者との連携を速やかに図るなど、適切なサー
ビスが迅速に提供できるよう配慮すること。